委　託　業　務　仕　様　書

１　委託業務名　「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」啓発用物品作成業務委託

２　委託業務内容

1. 業務趣旨

「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の広報啓発のため、啓発物品（フラワー型スティックスポンジ）を作成する。

1. 業務内容

三重県が所有するデータや指定する文字原稿を盛り込み、レイアウト調整をし、啓発物品に印刷（シール可）を行い、５ケース（1,080）個を作成する。

1. 仕様、印刷、校正、加工など

　　〇仕様

　　　・下記啓発物品にオリジナルデザインを入れる。

啓発物品：

株式会社力匠　エスピーマルシェ　ｖｏｌ．４４

Ｐ７４商品番号0219001

ラ・フルール　スティックスポンジ（ディスプレイＢＯＸ付き）

・名　入：オリジナルデザイン（フルカラー）を発注者との協議のうえで決定すること（シール可）

〇作成部数：　５ケース（１，０８０個）

〇校正：　１回以上とする（色校正も含む）

1. 納品

　 ・納品先：三重県津市広明町１３番地

三重県環境生活部　くらし・交通安全課内

　 ・作成したデザイン（名入データ等）は電子媒体（PDF・ＪＰＧ）

で納品すること。

３　所有権・著作権等

　　 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

　 また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

４　その他

1. 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

　　　ア　断固として不当加入を拒否すること。

　　　イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

　　　ウ　委託者に報告すること。

　　　エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は委託者と協議を行うこと。

1. 受託者が（１）のイ又はウの業務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
2. 同等品の申請にあっては、仕様がわかるカタログ等を添付すること。
3. その他委託業務を遂行するにあたり必要な事項については、両者協議のうえ決定する。

（５）デザイン料その他一切の経費を見積額に含めるものとする。